

写

基発第1127005号
平成15年11月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

勤労者財産形成促進法第14条の2（事務代行団体への事務の委託）
の規定の趣旨等について

本年9月19日付で内閣府より「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」が公表され、その中において、規制改革事項として「勤労者財産形成制度における事務代行の趣旨の明確化」が取り上げられたところです。

この「事務代行の趣旨の明確化」が取り上げられたのは、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）第14条の2の規定が、規模の大きな事業主の財形法上の事務代行を制約するものであるとの理解の下に提出された要望があったためであり、これについては、「財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができる旨を明確化し、周知することにより対応する必要があるとされたところです。

これを受けて、標記について下記のとおりお示ししますので、これに御留意の上、勤労者財産形成促進制度の普及促進等につき引き続き御協力をお願ひいたします。

記

第1 財形法第14条の2の趣旨について

- (1) 財形法第14条の2第1項は、中小企業の事業主が、自らがその構成員となっている法人である事業主団体であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）に対して、財形法に基づく事務を委託することができる旨を定めているが、具体的に委託することができる事務として明記されているのは、雇用・能力開発機構に対する財産形成貯蓄活用助成金の支給請求

に係る事務のみ（労働者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）第25条の5）である。すなわち、財形法第14条の2第1項の規定により、この支給請求に係る事務については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の規定にかかわらず、社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外に事務代行団体も行うことができるようになっているものである。

- (2) 財形法第14条の2第2項は、中小企業の事業主が労働者から委託を受けて行っている労働者財産形成貯蓄契約、労働者財産形成年金貯蓄契約又は労働者財産形成住宅貯蓄契約（以下「労働者財産形成貯蓄契約等」という。）に係る事務を事務代行団体に委託する場合の労働者の同意手続について規定したものである。委任契約に関する民法（明治29年法律第89号）の原則においては、本人の同意手続について特段の要請はないところであるが、財形法第14条の2第2項の規定は、労働者本人の同意を事業場ごとに一括して書面で得なければならない（労働者財産形成促進法施行規則第25条の6及び第25条の7）こととしているものである。
- (3) 以上のように、財形法第14条の2は、社会保険労務士法及び民法の特則と位置付けられるが、あくまで、一部の助成金について中小企業の事業主による支給請求手続の緩和を図るとともに、中小企業の事業主が事務代行団体に事務を委託する場合の同意手続を明らかにしたものにすぎないものである。したがって、財形法第14条の2の規定は、中小企業以外の事業主が事務代行団体を含め他者に事務を委託することを何ら制限するものではなく、また、中小企業の事業主が事務代行団体以外の者に事務を委託することについても制限を課すものではない。

なお、租税特別措置法及び同法に基づく政省令においても、事務代行団体に関する規定があるが、これも、中小企業の事業主が財形法に基づく事務を事務代行団体に委託する場合には、その中小企業の事業主が負うべき税務上の事務を事務代行団体が負担（各種申告書の経由、写しの保存）することを明らかにしているにすぎないものである。

第2 事業主が他者に事務を委託する場合の整理について

財形法及び同法に基づく政省令に基づいて事業主が行うこととされている事務並びに労働者から委託を受けて事業主が行う事務のうちの主なものについて、第三者へ委託することの可否を整理すると別紙のとおりである。

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
財形法及び同法に基づく政省令において事業主が行うこととされている事務	○勤労者財産形成貯蓄契約等関係 ○勤労者が勤労者財産形成住宅貯蓄を引き出す場合に、持家としての住宅の取得等のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額の金銭について当該勤労者に対して事業主が行う貸付け (勤労者財産形成促進法施行規則(昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。)第1条の16)	○	
	○勤労者財産形成給付金契約について、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者(以下「労働組合等」という。)との書面による合意締結に係る事務 (財形法第6条の2第1項)	○	
	○信託会社等との勤労者財産形成給付金契約の締結に係る事務 (財形法第6条の2第1項)	○	
	○勤労者財産形成給付金契約の締結に係る厚生労働大臣への承認の申請に係る事務 (財形法第6条の2第1項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成給付金契約の記載事項の変更に係る厚生労働大臣への届出に係る事務 (財形則第2条第3項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等の払込みに充てられる金銭の拠出を行うこと (財形法第6条の2第1項第1号)	×	金銭の拠出自体は事業主の本人性が必要な行為であり、第三者による代行は適当でない。ただし、金銭の拠出のための具体的な事務を委託することは差し支えない。

事務内容	第三者が代行することの可否	備考
○勤労者財産形成給付金契約における信託の受益者等となることについての資格の決定及び当該資格の決定に当たっての労働組合等との書面による合意締結に関する事務 (勤労者財産形成促進法施行令(昭和46年政令332号。以下「財形令」という。)第16条)	○	
○勤労者財産形成給付金契約における信託金等の払込みに係る拠出額の決定についての基準を定めること及び当該基準を定めるに当たっての労働組合等との合意締結に関する事務 (財形令第17条第3項)	○	
○勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者でなくなったこと、勤労者財産形成給付金契約の対象となる事業場の勤労者でなくなったこと、又は勤労者財産形成給付金の受益者等とされない勤労者となったことにより、中途支払理由に係る理由が生じた場合における勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等に対する通知に係る事務 (財形令第20条第2項)	○	
○勤労者財産形成給付金契約に係る受益者等の資格を定めるとき又は当該資格若しくは拠出額の基準を変更する際に行う厚生労働大臣への承認の申請に係る事務 (財形令第23条第4項)	(社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る) ○	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
○同一の勤労者について複数の勤労者財産形成給付金契約を締結する場合における勤労者財産形成給付金の一括支払機関の指定に係る事務 (財形法第6条の2第1項第7号)	○	

V	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>○勤労者財産形成給付金契約の受益者等又は勤労者財産形成基金の構成員であった勤労者について、転職、出向、転勤等の異動が生じた場合で、異動後の事業場で勤労者財産形成給付金契約の受益者等となったときの異動前の契約に係る金銭を勤労者の申出に基づき異動後の契約に基づく最初の信託金等の払込みに係る事務 (財形法第6条の2第1項第8号)</p>	<input checked="" type="radio"/>	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約の受益者等であった勤労者が転職、出向、転勤等の異動が生じた場合で、異動後の事業場でも勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約の受益者等となったときの異動前の契約に係る金銭を異動後の契約に基づく最初の信託金等の払込に充てる旨の申出と併せて勤労者が行う給付金の請求に基づく事業主の信託会社等に対する給付金の支払に係る事務 (財形令第21条の5)</p>	<input checked="" type="radio"/>	
	<p>○勤労者財産形成給付金の一括支払機関の指定又は変更に係る厚生労働大臣への書面による届出に係る事務 (財形令第25条第1項)</p>	<input checked="" type="radio"/> (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	<p>○勤労者財産形成給付金契約の解約に関する厚生労働大臣への書面による届出に係る事務 (財形令第25条第2項)</p>	<input checked="" type="radio"/> (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。

V	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者財産形成基金契約関係	○勤労者財産形成基金契約に基づく勤労者財産形成基金への金銭の拠出 (財形法第7条の4及び第7条の20第1項)	X	金銭の拠出自体は事業主の本人性が必要な行為であり、第三者による代行は適当ではない。ただし金銭の拠出のための具体的な事務を委託することは差し支えない。
	○勤労者財産形成基金の設立に係る労働組合等との書面による合意締結に係る事務 (財形法第7条の8第1項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成基金の設立に係る規約の作成等に係る事務 (財形法第7条の8第1項及び)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成基金の加入員の募集に係る事務 (財形法第7条の8第1項)	○	
	○勤労者財産形成基金の設立に係る厚生労働大臣への認可の申請に係る事務 (財形法第7条の9第1項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成基金の理事長が選任されるまでの間の理事長の職務の遂行に係る事務 (財形法第7条の10第2項)	X	理事長の職務の遂行は性質上事業主の本人性が必要な行為である。

事務内容		第三者が代行することの可否	備考
	○勤労者財産形成基金の構成員事業主による当該基金に対する変更事項の通知に係る事務 (財形則第8条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
勤労者財産形成助成金関係	○勤労者財産形成給付金契約について、当該契約に基づく信託金のその他の金銭の払込状況、勤労者財産形成給付金の支払状況その他必要な事項について厚生労働大臣より報告を求められた場合に報告する事務 (財形令第26条)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○雇用・能力開発機構に対する勤労者財産形成助成金の支給の請求に係る事務 (財形則第13条第1項)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成助成金の申請のための事業内容等についての労働基準監督署その他の官公署の証明を受ける事務 (財形則第13条第2項)	○	
	○勤労者財産形成助成金の申請のための信託金等について信託会社等又は銀行等の証明を受ける事務 (財形則第13条第2項)	○	
	○財産形成貯蓄活用給付金の支給に係る事務 (財形法第8条の2第3号及び財形則第14条の3)	○	

V	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	○雇用・能力開発機構に対する財産形成貯蓄活用助成金の支給の請求に係る事務 (財形則第14条の4)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
勤労者財産形成持家融資関係	○雇用・能力開発機構に対する勤労者財産形成持家融資についての申請に係る事務 (財形法第9条第1項関係)	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
	○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、分譲価格の一部負担に係る事務 (財形令第35条第1項第1号及び財形則第15条)	○	
	○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、割賦支払における割賦金の利子補給に係る事務 (財形令第35条第1項第2号イ及び財形則第15条)	○	
	○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、貸付金の償還期間の優遇措置に係る事務 (財形令第35条第1項第2号ロ及び財形則第15条)	○	
	○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、割賦支払における割賦金の利子補給に係る事務 (財形令第35条第3項第1号及び財形則第22条)	○	

事務内容		第三者が代行することの可否	備考
	<p>○勤労者財産形成持家融資のうち、勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付の場合、勤労者に対する負担軽減措置として、貸付金の償還期間の優遇措置に係る事務 (財形令第35条第3項第2号及び財形則第22条)</p>	○	
教育融資関係	<p>○雇用・能力開発機構より教育融資を受けるための申請に係る事務 (財形法第10条の3関係)</p>	<p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p>	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
その他	<p>○厚生労働大臣に対して勤労者財産形成貯蓄契約等の締結又はこれに基づく預入等の状況その他必要な事項についての報告に係る事務 (財形法第17条第2項及び財形則第26条)</p>	<p>○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)</p>	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者の委託を受けて事業主が行う事務のうち、主なもの	○勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の賃金からの控除 (財形法第6条)	×	勤労者の賃金からの控除は、その性質上事業主のみが行いうるものであり、第三者に委託することができない。
	○勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等に係る金銭の払込の代行 (財形法第6条)	○	
	○勤労者財産形成貯蓄契約等における払込代行に係る預入依頼書の金融機関等に対する提出事務 (財形法第6条関係)	○	
	○財形貯蓄取扱機関と財産形成給付金又は財産形成基金給付金に係る給付金支払機関が同一の場合に、勤労者が事業主を経由して当該給付金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭の預入等を行う旨の申出に係る経由事務 (財形令第4条第1号ロ)	○	
	○財形貯蓄取扱金融機関と財形給付金又は財形基金給付金に係る給付金支払機関が異なる場合に、勤労者が事業主を経由して当該給付金支払機関が当該給付金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭の預入等の払込みを代行させる旨の申出に係る経由事務 (財形令第4条第1号ハ)	○	
	○返還貯蓄金に係る金銭による勤労者財産形成貯蓄契約等に係る金銭へ預入れを勤労者の申出に基づき代行する事務 (財形令第4条第2号)	○	

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>○勤労者の勤労者財産形成年金貯蓄契約の相手方である金融機関等に対する当該契約の内容変更を行う旨及びその変更しようとする事項の申出に係る経由事務 (財形令第13条の19)</p>	○	
	<p>○退職等した勤労者が勤労者財産形成貯蓄等の移管を行う旨の従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に対する申出に係る経由事務 (財形令第14条の26)</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成貯蓄契約等に係る他の金融機関への勤労者財産形成貯蓄の預替の申込に係る事務 (財形法第6条第8項及び財形令第14条の29関係)</p>	○	
	<p>○勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等の解約の申込みを行う場合の当該申込書の経由に係る事務</p>	○	
勤労者財産形成給付金関係	<p>○勤労者財産形成給付金契約に係る勤労者による任意の中途支払請求等の財形令第20条第1項第5号に規定する理由による中途支払請求に係る事業主の経由事務 (財形令第20条第1項第5号)</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約に係る加入資格者追加届の提出に係る事務 (労働省通達 昭和63年基賃発第10号)</p>	○	

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者財産形成基金関係	<input type="radio"/> 勤労者による勤労者財産形成基金の加入員となる旨の申出に係る経由事務 (財形法第7条の8第2項及び財形則第7条)	<input type="radio"/> (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。

○勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（事務代行団体への事務の委託）

第十四条の二 法人である事業主団体であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その構成員である中小企業の事業主（その資本の額又は出資の総額が政令で定める額を超えない事業主及びその常時雇用する勤労者の数が政令で定める数を超えない事業主をいう。）の委託を受けて、当該中小企業の事業主が行うこととされている申請書の作成その他のこの法律に基づく事務であつて厚生労働省令で定めるものを行うことができる。

2 前項の中小企業の事業主が、その雇用する勤労者から委託を受けて行う当該勤労者が締結している勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務を事務代行団体に委託しようとするときには、厚生労働省令で定めるところにより、当該勤労者の同意を得なければならない。

○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）（抄）

（法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務）

第二十五条の五 法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事務は、第十四条の四に規定する法第八条の二第三号の助成金の支給の請求に係る事務とする。

（勤労者の同意の方法）

第二十五条の六 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託しようとするときは、書面により勤労者の同意を得なければならない。

（法第十四条の二第二項 の事務の委託の方式）

第二十五条の七 中小企業の事業主が、法第十四条の二第二項の規定により、当該中小企業の事業主が構成員となつている事務代行団体に事務を委託するときは、当該中小企業の事業主が処理すべき事務について、その事業場ごとに一括して委託を行わなければならない。この場合において、当該委託に係る契約は、書面により締結しなければならない。

規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について（抄）

平成15年9月19日

去る6月1日から同月30日までの間、「規制改革集中受付月間」として、全国規模で実施すべき規制改革に関する要望を内閣府において受け付けたところ、民間事業者や地方公共団体等から417項目の要望が提案された。

政府は、提案された要望のうち、検討の結果、全国規模で実施すべき規制改革事項については、別表のとおり実施するものとする。

別表に掲げられた規制改革事項については、年末の総合規制改革会議の答申に向けた検討・フォローアップの対象とし、その成果について、年度末までに策定される「規制改革推進3か年計画（閣議決定）」に反映させるものとする。

【別表】

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省庁
37	技能検定の受検資格要件の緩和	・職業能力開発促進法第45条 ・職業能力開発促進法施行規則第64条～第64条の7	技能検定の受検資格に必要な実務経験年数について、1級技能検定受検資格者のうち実務経験のみの者については、12年から7年にするなど、技能検定の等級及び受検対象者の学歴等に応じて短縮する。;	平成15年度中に省令改正等所要の措置をとり、平成16年度から実施	厚生労働省
38	勤労者財産形成制度における事務代行の趣旨の明確化	・勤労者財産形成促進法第14条の2 ・同施行令第42条の3 ・同施行規則第25条の3	財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができる旨を明確化し、周知する。	平成15年度中	厚生労働省
-20-					
39	漁港用地の弹力的な利用が可能となる規制の緩和	「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について」平成13年10月1日付け水産庁漁港漁場整備部長通知（13水港第2558号）	補助金により取得された漁港施設用地における未利用空間について、供用開始後10年に満たない場合でも、本来の目的を妨げない範囲で水産物の直販・直食施設等の設置が可能であることを明確化するため、通知を改正する。	平成15年度中	農林水産省
40	森林組合における組合員資格要件の緩和	・森林組合法第27条	森林組合の職員であって作業班員等林業に従事する者に、森林組合法の准組合員としての資格を認めることについて、作業班員等における森林組合の事業利用のニーズの実態等を調査・検討し、結論を得て、措置する。	平成15年度中	農林水産省